

3.新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施 (意見表示・処置要求)

内閣府本府、総務本省

7億3061万円(指摘金額)

2兆7311億1621万円(背景金額)

事業の概要

- ✓ 地方公共団体が作成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（実施計画）に基づく交付対象事業に要する費用に対し、国が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ交付金）を交付
- ✓ 交付対象事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業。原則としてコロナ交付金の使途に制限はない
- ✓ コロナ交付金は地方単独事業にも充当でき、地方単独事業には、商品券等の配布事業、信用保証料の補助等事業、水道料金等の減免事業、持続化給付金の上乗せ事業のように様々なものがある
- ✓ 地方公共団体は、事業終了後に、交付金事業の実施状況及びその効果について、アンケート調査等の適切な方法により効果を測定し（効果検証）、結果を公表するよう要請されている

検査の結果

- ✓ 24都道府県及び965市区町村の2年度の実施計画における交付金事業を検査
- ✓ **商品券等の配布事業**において、30市区町村で使用期限経過後の商品券等に係る未換金相当額等6893万円が事務委託等した商工会等に滞留（交付金充当額6695万円）など
- ✓ **信用保証料の補助等事業**において、3県及び82市区町村で保証対象の債務に係る繰上償還に伴い返金されたなどした過払分返金額5億6294万円が**地方公共団体に滞留**（交付金相当額5億4750万円）
- ✓ **水道料金等の減免事業**において、84市町村で**公的機関の利用に係る水道料金等の減免額1億2257万円にコロナ交付金が充当**（交付金充当額1億1616万円）
- ✓ 持続化給付金の上乗せ事業において、不正受給等により持続化給付金の給付に係る贈与契約が解除された場合に、コロナ交付金を充当した上乗せ分について**給付の要件を満たすか確認が困難**
- ✓ **21都道府県及び738市区町村が、交付金事業の検証結果を未公表。**このうち17道県及び541市区町村は**効果検証を実施せず**、4都府県及び197市区町村は効果検証を実施していたものの**検証結果が未公表**

表示する意見等

- ✓ 内閣府において、商品券等の配布事業について、商工会等に滞留した使用期限経過後の未換金相当額等にコロナ交付金を充当しない取扱いとすることなどとして、地方公共団体に対して周知すること
- ✓ 内閣府において、水道料金等の減免事業について、公的機関の利用に係る水道料金等は、原則として、減免の対象とはならないことを地方公共団体に示すなどの方策を検討することなど
- ✓ 内閣府において、効果検証の方法を地方公共団体に対して周知する方策を検討すること、効果検証の趣旨に沿った適切な方法により、速やかに効果検証を実施して検証結果を公表するよう周知すること

など



3.新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施 (意見表示・処置要求)

内閣府本府、総務本省

7億3061万円(指摘金額)

2兆7311億1621万円(背景金額)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ交付金）の概要

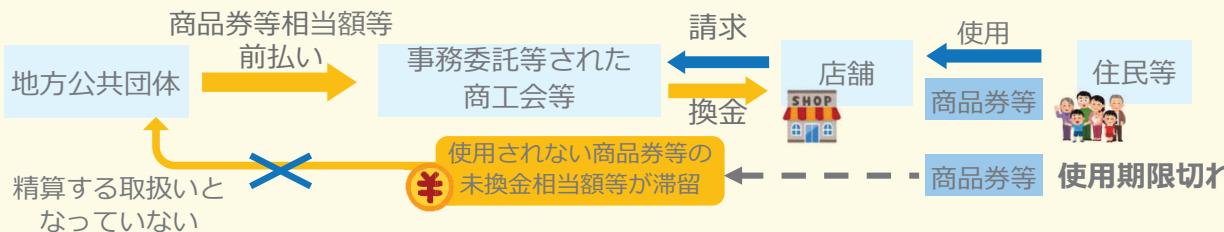


- 地方公共団体が作成した実施計画に基づく交付対象事業に要する費用に対し、国が交付金を交付
- 交付対象事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業
- 原則としてコロナ交付金の使途に制限はなく、地方単独事業にも充当でき、実施計画に記載された交付対象事業の内容は多岐にわたる
- 地方公共団体は、事業終了後に、交付金事業の実施状況及びその効果について、アンケート調査その他の適切な方法により効果を測定し、結果を公表するよう要請されている

検査の結果

<商品券等の配布事業>

- 生活支援や消費喚起等のため地域限定商品券等を無償配布する事業
- 30市区町村で、期限までに使用されなかった商品券等の未換金相当額等を精算する取扱いがなく、商工会等に**6893万円が滞留**（交付金充当額6695万円）
→ コロナ交付金が十分に活用されていない状況
- 57市町村は、商工会等と取扱店舗との間の換金額を把握せず（背景金額12億9452万円）



要求する処置

事務委託等した商工会等に滞留した使用期限経過後の商品券等に係る未換金相当額等に交付金を充当しない取扱いとし、商品券等の換金額を把握することなどとした上で、地方公共団体に周知（内閣府）

<水道料金等の減免事業>

検査した293市町村のうち、84市町村で、管内の全ての契約者の水道料金等を減免



コロナ交付金を公的機関の水道料金等の減免にも充当（交付金充当額1億1616万円）

→ 「生活に困っている世帯や個人への支援」等に該当する事業としたが、市民生活や地域経済の支援等の目的に沿わず

表示する意見

公的機関の利用に係る水道料金等は、原則として、減免の対象とはならないことを地方公共団体に示すなどの方策を検討するなど（内閣府）

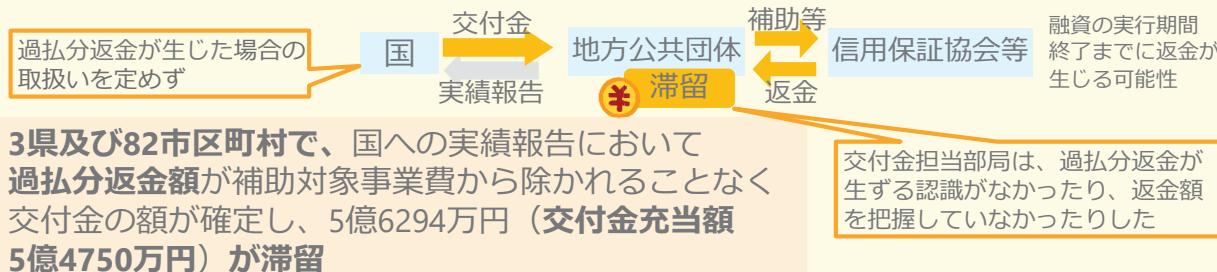
3.新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施 (意見表示・処置要求)

内閣府本府、総務本省
7億3061万円(指摘金額)
2兆7311億1621万円(背景金額)

検査の結果

<信用保証料の補助等事業>

- 融資を受けた中小企業の信用保証料を地方公共団体が補助するなどの事業
- 中小企業等が保証対象債務を繰上償還して信用保証料が過払いとなっているなどの場合、補助等の過払分は地方公共団体に返金



<持続化給付金の上乗せ事業>

- 不正受給等により持続化給付金の給付に係る贈与契約が解除されるなどした場合、上乗せ分の給付の要件を満たさなくなる
- 5道県及び86市町村は、受給者の個人情報の提供につき受給者本人から同意を得ていなかったため、中小企業庁等から受給者の個人情報の提供を受けることができず、上乗せ分の給付が要件を満たすものであるか確認することが困難

(背景金額321億0232万円)

<効果検証>

24都道府県及び965市区町村における令和2年度の実施計画の交付金事業の効果検証の実施状況及び検証結果の公表状況（4年3月末時点）をみたところ、
21都道府県及び738市区町村が、交付金事業の検証結果を未公表

- 4都府県及び197市区町村 効果検証は実施したが検証結果を公表せず
- 17道県及び541市区町村 効果検証を実施せず

(背景金額2兆6977億1937万円)

要求する処置

- 繰上償還等により過払分返金が生ずることがあることと、その場合の取扱いを周知（内閣府）
- 地方公共団体が過払分返金額等を把握し、補助対象事業費から除いて実績報告を行うなどの仕組みを整備（総務省）

要求する処置

国の補助金等の交付を要件とした独自の補助金等を交付する際には、個人情報の提供につき本人から同意を得る体制を整備することについて助言（内閣府）

表示する意見

効果検証の方法を地方公共団体に対して周知する方策を検討、また、効果検証の趣旨に沿った適切な方法により、速やかに効果検証を実施して検証結果を公表するよう周知（内閣府）

